

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----|---|----------|----------|--|---|
| 1 | 要求水準書(案) | 2 | 1 | 3.2(1) | 施設整備業務 | 「⑤家具・備品等整備事業」には葬儀用備品の他に椅子やソファなどの什器も含まれるのでしょうか。 | ご認識のとおりです。要求水準書第3章6①に記載のとおり、本事業の維持管理・運営に必要と考えられる家具・備品等を提案し、その設置及び整備を実施してください。 |
| 2 | 要求水準書(案) | 8 | 1 | 8(1)① | 市が負担する経費 | 非常用発電機のために備蓄する燃料も貴市負担という理解で宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 3 | 要求水準書(案) | 8 | 1 | 9.1(2) | 資機材の準備等 | …必要な資機材の常備…とあります。近接するスポーツ施設との連携も必要と考えます。現斎場及び隣接するスポーツ施設に常備されている災害用資機材をお示しいただけますでしょうか。 | 現施設から引き継ぐ災害用資機材はなく、また、スポーツ会館との連携も行わない想定です。 |
| 4 | 要求水準書(案) | 8 | 1 | 9.2 | 災害発生時の対応 | 「事業者は災害発生時において市より要請があった場合は、業務時間の延長や他施設への火葬要員の派遣に協力すること。」との記載ですが、他施設とは火葬場だけでしょうか？施設名及び火葬場名（自治体名）をご教示願います。 | 広域火葬計画への協力を想定した記載です。協力先の自治体等については、発生した災害により異なります。 |
| 5 | 要求水準書(案) | 10 | 2 | 1.1 | 施設要件 | 業務時間について、告別室等において通夜式が举行される場合は、通夜式の会葬者の退場後、駐車場を閉鎖するまでとありますが、何時までの滞在が必要でしょうか。 | 通夜式は午後6時乃至午後7時に開式されるのが通例です。駐車場閉鎖までの所要時間は1時間から1時間半程度を想定しています。なお、過去3年間の通夜式の実施実績は、年間平均77回です。 |
| 6 | 要求水準書(案) | 10 | 2 | 1.1 | 施設要件 | 業務時間について、通夜式が举行される場合は、通夜式の会葬者の退場後、駐車場を閉鎖するまでとすると記載がありますが、通夜式が举行される場合は、何時まで従業員の滞在が必要でしょうか。 | |
| 7 | 要求水準書(案) | 10 | 2 | 1.1 | 施設要件 | 構成諸室に受付ホールと告別ホールがありますが、これらはそれぞれ参考資料の配置検討図にある式場2と式場1を示しているのでしょうか。 | 配置検討図の「式場1」が告別ホール、「式場2」が受付ホールにあたります。「配置検討図」を修正します。 |
| 8 | 要求水準書(案) | 13 | 2 | 2.1(1)②ア | 仮設事務室 | …流し台（給湯器）1…ミニキッチン…とあります。流し台とミニキッチンは、それぞれ別用途でご利用されるのでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。 | 流し台については記載誤りです。要求水準書(案)を修正します。 |
| 9 | 要求水準書(案) | 13 | 2 | 2.1(1)②ア | 仮設事務室 | 事務机や事務椅子…とありますが、現事務室から持ち込む備品等はありませんでしょうか。ご教示願います。 | 仮設事務室の事務机2、事務椅子2、更衣ロッカー2、空調設備、電話機（FAX）、書類用キャビネットについては、現事務室から持ち込み可能です。 |
| 10 | 要求水準書(案) | 13 | 2 | 2.1(1)②ア | 仮設事務室 | 仮設事務室を計画するうえで現事務室等の備品・設備をご提示いただけないででしょうか。お願いします。 | 質問No.9の回答に記載の各設備・備品のほか、清掃用具、庭木の剪定用具、側溝浚渫用具等の道具類を保有しています。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----|---|----------|-----------|---|--|
| 11 | 要求水準書(案) | 13 | 2 | 2.3(1)②ウ | 待合室 | 新聞広告では、新斎場が完成するまでの間、斎場機能がない状態となるので、民間斎場を利用すると記載されていましたが、仮設待合室を設置することに変更したと考えてよろしいですか、ご教示ください。 | 仮設待合室は、火葬場使用者が火葬が終了するのを待つためのスペースです。当初から方針の変更はありません。 |
| 12 | 要求水準書(案) | 13 | 2 | 2.3(1) | 仮設事務所棟 | ②アで「両開きの採光窓」とありますが、引き違いの採光窓と考えてよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 13 | 要求水準書(案) | 13 | 2 | 2.3 | 仮施設設計画 | 仮施設も災害時にも対応が必要でしょうか。 | 仮施設は、新施設の供用開始までの間、火葬業務を継続実施するために必要な施設です（市直営）。現施設についても、災害時にも火葬業務を継続しますので、仮施設も使用することとなります。 |
| 14 | 要求水準書(案) | 16 | 2 | 3.3 | 外構計画 | (10)「外灯は自動点灯・消灯および時間点灯・消灯が可能な方式」とありますが、全ての外灯が自動点灯および時間点灯が可能としますでしょうか。外灯によって自動点灯および時間点灯の設定で宜しいでしょうか。 | 提案の内容によりますが、近隣への配慮として時間消灯が必要と考えています。 |
| 15 | 要求水準書(案) | 19 | 2 | 5.3(1) | 待合室 | 待合室とは待合ホールの誤記ではないでしょうか。オープンな待合ホールとは別に個室タイプの待合室が1室必要なのでしょうか。（10ページの構成諸室を含む） | 要求水準書を通して「待合室」と記載しておりますが、個室タイプではなく、ソファなどを配置したオープンなスペースを想定しています。 |
| 16 | 要求水準書(案) | 20 | 2 | 5.3(5) | 自動販売機設置場所 | 自動販売機は停電時および災害時にも利用されますでしょうか。 | 停電・災害時の取だし対応が可能な機種が望ましいと考えます。 |
| 17 | 要求水準書(案) | 22 | 2 | 5.4(8)④ | 火葬ゾーン | 倉庫のうち1室については、遺体保冷設備を格納することにより、遺体保冷庫（2体分）に転用できるよう、換気、給電、排水、柵の動線等を考慮し、これに対応した構造とすることとありますが、本工事では遺体保冷庫は不要との解釈でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおり、本工事で遺体保冷庫は設置不要です。将来的に遺体保冷庫が必要となったときに対応できる構造とします。 |
| 18 | 要求水準書(案) | 22 | 2 | 5.4(8)④ | 倉庫 | 現在は遺体の預かり・保管などの業務を行われておりますか。ご教示願います。 | 遺体の預かり、保管などは行っていません。 |
| 19 | 要求水準書(案) | 22 | 2 | 5.4(8) | 倉庫 | ④に遺体保冷設備が格納できる構造にすることとありますが、本事業（施設整備時）では遺体保冷設備は設置しないと考えるよろしいでしょうか。 | ご認識のとおり、本工事で遺体保冷庫は設置不要です。将来的に遺体保冷庫が必要となったときに対応できる構造とします。 |
| 20 | 要求水準書(案) | 22 | 2 | 5.5(2)① | 椅子 | 必要座席70とありますが、この椅子は祭壇等と同じく葬祭業者の持込でしょうか。あるいは、本件事業で整備すべき備品でしょうか。 | 椅子については、本事業で整備すべき備品です。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----|---|---------|--------------|---|---|
| 21 | 要求水準書(案) | 22 | 2 | 5.5(2)④ | 現式場の備品 | 祭壇以外の葬祭備品（りん、香炉、棺台車、焼香台、遺影台等の通夜、告別式の進行に要するもの）も葬祭業者が持ち込むという理解で宜しいでしょうか。現式場棟で葬祭業者に貸与している備品リストをご教示ください。 | 告別ゾーンで使用する葬祭備品（什器、祭壇、焼香台等）については葬祭事業者の持ち込みであり、本事業では整備の必要はありません。なお、現施設では、長机（10台保有）、折りたたみ椅子（10台保有）の貸与を行っています。 |
| 22 | 要求水準書(案) | 22 | 2 | 5.5(2) | 告別ホール・告別ホール | 告別ホールとは「資料4-2 配置検討図」に記載する所の式場1という理解で宜しいでしょうか。また式場2が受付ホールに該当するという理解で宜しいでしょうか。 | 配置検討図の「式場1」が告別ホール、「式場2」が受付ホールにあたります。 |
| 23 | 要求水準書(案) | 23 | 2 | 5.5(2)④ | 告別ホール | 告別ホールは貸式場で椅子、放送設備以外の仏具の準備は不要と考えてよろしいですか。ご教示願います。 | ご認識のとおりです。 |
| 24 | 要求水準書(案) | 23 | 2 | 5.5(5)① | 告別ホール | 告別ホールは宿泊が無く、通夜後に帰られると考えるとよろしいですか。（遺族の宿泊もないとの認識でよろしいでしょうか。）ご教示願います。 | 清浄ホールは宿泊施設ではありません。ただし、施設の業務時間外であっても、通夜から告別式までの間、ご遺族が故人との最期の時間を告別ゾーンや待合ゾーンで過ごされることを、妨げるものではありません。時間外における告別ゾーン及び待合ゾーンの使用を想定し、施設の施錠や機械警備が行える構造としてください。 |
| 25 | 要求水準書(案) | 25 | 2 | 5.9(8) | 慰霊碑・動物慰霊碑 | ①「火葬された者や、火葬された愛玩動物のための慰霊碑を、敷地内の来場者が自由に訪問できる場所に各々設置すること。ただし、ここでは残骨灰等の保管は行わない。」と記載されていますが、人体収骨終了時の遺族への残骨説明、及び愛玩動物利用者へは慰霊碑には収めず事業者契約の埋葬地説明を行って宜しいでしょうか。ご教示願います。 | ご認識のとおりです。 |
| 26 | 要求水準書(案) | 26 | 2 | 6.1(2)① | 燃焼計算 | 遺体、柩、副葬品の重量が記載されていますが、燃焼計算においては、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版（日本環境斎苑協会）」に記載されている遺体75kg、柩15kg、副葬品10kgで行えばよろしいでしょうか。 | 遺体、柩、副葬品の重量は、本施設での想定最大値を記載しています。事例としては極めて少なくなりますが、想定最大値にも適切に対応できることを要件としてご提案いただければと考えます。なお、想定最大値への対応にあたり、火葬時間等が標準と異なる対応となることは可とします。 |
| 27 | 要求水準書(案) | 26 | 2 | 6.1(2) | 遺体重量、柩重量、副葬品 | ①設置基数等について。人体炉については、遺体重量～120kg、柩重量25kg、副葬品5kgとの記載がありますが、燃焼計算においては、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂新版（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会）」に記載された遺体75kg、柩15kg、副葬品5kgで行えば宜しいでしょうか。 | |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----|---|-------------|------------|---|---|
| 28 | 要求水準書(案) | 26 | 2 | 6.1(2)②ア(ウ) | 同時点火 | 「同時点火」とは火葬→冷却のサイクルのうちの火葬の意味でしょうか。 | 火葬開始時刻が同時刻であることを意味します。 |
| 29 | 要求水準書(案) | 26 | 2 | 6.1(2)②ア(エ) | 休止炉数 | 念のため確認いたしますが「2炉以上」は2炉超の誤記ではないでしょうか。誤記でない場合は休止できる炉は1炉という理解で宜しいでしょうか。 | 原則として、点検・整備等のために計画的に休止する炉については、1炉としてください。 |
| 30 | 要求水準書(案) | 26 | 2 | 6.1(3)② | 代替燃焼設備 | 使用燃料は都市ガス（中圧A）を予定されており、非常時の代替燃焼設備については記載がありませんが、都市ガスの途絶は想定されておらず、代替燃焼設備の導入は不要と考えてよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 31 | 要求水準書(案) | 27 | 2 | 6.1(3)⑥エ | 2炉運転 | 2炉運転を想定した場合、開場（火葬受付）時間を通常よりも延長することは可能でしょうか。 | 停電など非常時における運用については、受付時間の延長も含め、都度協議のうえ定めるものとします。 |
| 32 | 要求水準書(案) | 30 | 2 | 6.1.(5) | 基本要件 | 性能試験において、②着工前調査、③竣工時検査、④定期検査で大気の測定を行うこととありますが、大気とは公害防止基準の排ガスに係る基準との解釈でよろしいでしょうか。 | 性能試験の各項目については、大気の測定を行うよう記載していましたが、内容等精査した結果、排ガスの検査を実施するよう、要求水準書(案)を修正します。これに伴い、着工前調査は不要となります。 |
| 33 | 要求水準書(案) | 29 | 2 | 6.1(5) | 性能試験（冒頭部分） | 着工前の排ガス検査等の検査とは既設の火葬炉の排ガス等検査をするという意味でしょうか。（ア 着工前検査項目には排ガスの記載がありませんが） | |
| 34 | 要求水準書(案) | 30 | 2 | 6.1(5)④イ | 測定対象系列 | 2炉1系を提案した場合には、2火葬（2炉分）の測定を行うという理解で宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 35 | 要求水準書(案) | 30 | 2 | 6.2(1)① | 一般事項 | 「騒音、振動を発生する機器は防音、防振対策を講ずること。」とありますが、室内でのNC値のご指定がありましたらお示しください。 | 利用者が使用する室（お別れ兼収骨室を除く。）についてはNC40以下と考えています。 |
| 36 | 要求水準書(案) | 32 | 2 | 6.2(2) | 炉内台車 | ③炉内台車について。標準炉用と大型炉用、各々に予備を用意すべきでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 37 | 要求水準書(案) | 35 | 2 | 6.2(6)① | 炉前化粧扉 | 「人体炉用4組、動物炉用1組」の記載がありますが、動物炉用は必要でしょうか。「資料4-2 配置検討図（参考）」では、動物炉用化粧扉は記載されておりません。ご教示願います。 | ご指摘のとおり、動物炉用の炉前化粧扉は不要です。要求水準書(案)を修正します。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----------|---|----------------------|---------|---|---|
| 38 | 要求水準書(案) | 35 | 2 | 6.2(6) | 付帯設備 | ③残骨灰、集じん灰吸引装置について。ウに動物炉用装置については、移動式掃除機等に対応も可、とあります。36頁の⑦にて、動物用残骨灰吸引クリーナーを1台納入するので、この移動式掃除機は、集じん灰吸引の用途と考えてよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 39 | 要求水準書(案) | 36 | 2 | 6.2(6) | 動物用保冷库 | ⑧に動物を保管するための保冷库設置用のスペースを設けることとありますが、本事業で動物用保冷库は設置すると考えて宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 40 | 要求水準書(案) | 37 38 | 2 | 6.3(1)オ 6.3(2)②③④ | 計装制御項目 | 計装制御一覧表に記載の監視項目、火葬炉現場操作盤の動作チェック項目、及び、中央監視制御盤の運転状態表示機能に記載の内容は、要求水準を達成することを条件に、事業者提案により適宜追加・削除を行っても宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 41 | 要求水準書(案) | 38 | 2 | 6.3(2) | 機器仕様 | ④中央監視制御盤、ク 運転状態表示機能について。排気筒CO・O ₂ 濃度の表示、との記載がありますが、37頁の③オの計装制御一覧表にCO監視の記載がありません。COを測定する機器を設置するものと考えて良いのか、ご教示下さい。 | COを測定する機器を設置するものと考えてください。 |
| 42 | 要求水準書(案) | 39 | 2 | 6.3(2)⑤ | 電気・計装設備 | 炉前操作盤について運営支援システムの表示機能等を有するものとありますが、本整備事業には予約システムは不要であるが、表示機能は必要との認識でよろしいでしょうか。また、データの共有化が出来ることとありますが、その場合には予約システム納入業者様をご紹介いただけるのでしょうか。 | 予約システムについては、現行の「清浄会館予約システム」をシステム改修して使用します。予約システムはWebシステムであり、予約システムとのシステム連携はできませんので、予約システムとのデータ連携は不要です。要求水準書(案)を修正します。なお、運用にあたっては、事業者において予約システム上の情報（テキストデータ）を適宜取得するものとし、炉前等での表示機能については事業者提案とします。 |
| 43 | 要求水準書(案) | 40 | 2 | 7.1(2) | 電灯設備 | オ「吹抜け等高所にある器具については、自動昇降装置等にて容易に保守点検ができるようにする。」とありますが、LED化に伴い軽量化されていますので自動昇降装置での対応が不可能ですので高所作業用リフター対応で宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----|---|---------|----------|---|--|
| 44 | 要求水準書(案) | 41 | 2 | 7.1(6) | 静止型電源設備 | ア「非常用照明、受変電設備の操作電源として直流電源装置を設置すること。」とありますが、規模から非常用照明は電池内蔵型とし、受変電操作電源は受変電にバッテリー内臓での対応で、ランニングコストの軽減対策として可能でしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 45 | 要求水準書(案) | 41 | 2 | 7.1(6) | 静止型電源設備 | イ「停電時保障用の無停電電源装置を設置すること。」とありますが、該当機器をお示ください。 | 停電・災害時に業務を継続するために必要となる機器です。 |
| 46 | 要求水準書(案) | 41 | 2 | 7.1(7) | 発電設備 | エで「都市ガスを活用できるマイクロコージェネレーションシステムの検討を行うこと」でお湯は何に使用をするのか教えてください。また、停電時にマイクロコージェネの発電した電気の主用途は何をお考えでしょうか。 | 電気については、照明、火葬炉設備等の災害時に必要な重要機器を稼働する電気に優先的に使用されることを想定していますが、詳細は事業者提案とします。お湯の使用については、給湯室、休憩室等のキッチン、シャワールーム等での使用を想定しています。 |
| 47 | 要求水準書(案) | 41 | 2 | 7.1(7) | 発電設備 | 災害時での施設内の重要負荷には空調機器を含みますでしょうか。 | 基本的には含まないものとします。 |
| 48 | 要求水準書(案) | 42 | 2 | 7.1(11) | 拡声設備 | イ「避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。」とありますが、収容人員で非常放送は不要となりますが、任意設置と解釈で宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 非常放送の設置については、所轄消防の指導に従ってください。 |
| 49 | 要求水準書(案) | 42 | 2 | 7.1(13) | テレビ受信設備 | イ「受信料等は事業者の負担とする。」とありますが、NHKの受信料でしょうか。また、NHKの受信料でしたらテレビの設置台数をお示ください。 | 第2章5.3(1)⑤、5.5(3)④に記載のとおり、諸室要件として、待合室、遺族控室、宗教者控室に設置することとしています。その他の室への設置については事業者提案となります。第2章7.1(13)テレビ受信設備のアの項の記載が不十分であったため、要求水準書を修正します。 |
| 50 | 要求水準書(案) | 42 | 2 | 7.1(17) | 中央監視制御設備 | イ「監視及び制御について記録を適切に行うことができる設備とすること。」とありますが、記録は必要でしょうか。また、中央監視制御装置は5～7年でPCの交換が必要となりますので、空調設備は集中リモコンスイッチを設置を行い、防犯は操作盤を設置を行う。監視カメラはモニター+録画装置での対応で可能でしょうか。 | 水道メーター・電力メーターの計量計測データの記録など中央監視制御装置にまつわる各種の事項について代替となる設備をご提案いただければ可能と考えます。 空調設備・防犯・監視カメラについてはご認識のとおりです。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----|---|---------|------------|---|--|
| 51 | 要求水準書(案) | 43 | 2 | 7.1(18) | 計量設備 | ア「省エネルギーへの取組を踏まえ、適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。」とありますが、電力メーターを分ける系統をお示してください。 | 館内の電力使用量を見える化し、分析することで使用電力量を削減するエネルギーマネジメントを想定しています。火葬炉・空調・電灯・コンセントについて管理者/利用者エリアに分けるなどを想定しています。 |
| 52 | 要求水準書(案) | 43 | 2 | 7.1(18) | 計量設備 | イ「自動販売機等、事業者の収益的事業に関する部分については、検定付計量メーターを設置し、中央監視設備等で記録できるようにすること。」とありますが、集中検針盤での代用は可能でしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 53 | 要求水準書(案) | 47 | 3 | 1.6(2)① | 施工の契約不適合責任 | 「建築工事関係の契約不適合責任期間は、引渡し後2年間とする」とありますが、今回、第1期先行供用開始が発生します。第1期、第2期それぞれの使用開始を引渡し時期と考えてよろしいですか。 | ご認識のとおりです。 |
| 54 | 要求水準書(案) | 49 | 3 | 3.7 | 設計の変更について | (1)、(2)において抽象的な表現で作業量、工期の想定が現時点ではしづらいのですが、「協議による」と考えてよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 55 | 要求水準書(案) | 49 | 3 | 3.8(1) | 基本設計 | イ パース図について、サイズ・枚数は事業契約書(案)で定められていると考えてよろしいでしょうか。 | 鳥瞰パースA2：1枚、外観パースA2：2枚、内観パースA3：5枚程度と考えています。 |
| 56 | 要求水準書(案) | 50 | 3 | 3.8(3) | その他の設計 | 解体工事における エ 数量調書について、貸与いただける図面で新築工事に準じた内容で積算を行う必要がありますでしょうか。 | 解体工事の設計における数量調書については、新築工事に準じた内容である必要はありません。 |
| 57 | 要求水準書(案) | 51 | 3 | 3.9 | 留意事項 | (6)の工事監理期間については要求水準書(案) p14～15 2.4事業スケジュールから令和7年7月～令和11年3月(45ヶ月)と考えてよろしいでしょうか。また、期間中の監理者必要人工数等についてお示してください。 | 全体の期間としては45ヶ月となりますが、解体や公園整備など工事の状況に応じた必要人工数を想定してください。 |
| 58 | 要求水準書(案) | 52 | 3 | 4.4③ | 建設業務 基本要件 | 「工事は、原則として日曜日及び年末年始は行わないこと。」とありますが、土曜閉所を記載しないのは工期厳守が最優先されると考えてよろしいですか。 | ご認識のとおりです。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----|---|---------|---------------|--|---|
| 59 | 要求水準書(案) | 53 | 3 | 4.6(2)① | 駐車場の補修と児童公園整備 | 北側駐車場はオーバーレイ工法で補修を行うとありますが、原則、原形復旧と考えてよろしいでしょうか？ 北側駐車場は形状変更等を含めた提案の対象外と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。 | 原則は原形復旧となりますが、事業者の提案により、駐車台数を確保の上で区画を変更することは可とします。 |
| 60 | 要求水準書(案) | 57 | 3 | 5.2(5)⑤ | 現施設の解体・撤去等業務 | ダイオキシン類の拡散防止に努めることとありますが、サンプリングの結果、ダイオキシン類ばく露防止対策が必要となった場合は、必要に応じて別途協議との解釈でよろしいでしょうか。 | 資料8「ダイオキシン類調査結果」を参考に必要なダイオキシンばく露対策を想定してください。 |
| 61 | 要求水準書(案) | 57 | 3 | 5.2(6) | 廃棄物の処理 | 「建設工事ともない掘削した鉄化石は、産業廃棄物として処理すること。処理費用はすべて事業者の負担とする。」とあります。これは①建設工事に伴う掘削した部分のみの鉄化石を処分するのでしょうか。②掘削した部分とその地下部分に埋まっている鉄化石も含めて処分するのでしょうか。それとも③事業予定地内4,700㎡すべての鉄化石を処分するのでしょうか。もしくは④鉄化石埋設図の斜線範囲の鉄化石をすべて処分するのでしょうか。鉄化石を存置する場合、廃掃法上は問題ないのでしょうか。 | 鉄化石の処分については、県廃棄物対策課と協議を行い、工事に伴い発生した廃棄物を産業廃棄物として適正に処理すれば足りるとの見解を得ています。掘削したときに露出しない地下部分や、掘削を行わない部分の鉄化石まで処分する必要はありません。鉄化石は、埋設当時の適法な廃棄物処理方法として埋設されており、掘削しない部分の鉄化石を存置することは問題ありません。 |
| 62 | 要求水準書(案) | 58 | 3 | 7 | 各種申請等業務 | 各種申請等の手数料は別途と考えてよろしいでしょうか。 | 申請手数料は業務に含むものとしています。 |
| 63 | 要求水準書(案) | 60 | 4 | | 維持管理業務要求水準 | 今回の工事施工中の既存建物の維持管理については別途と考えてよろしいですか。 1期工事の仮設待合、既存火葬炉の維持管理は既存維持管理会社が行う、2期工事の新設火葬炉仮設待合の維持管理は、今回工事事業者が行うと考えてよろしいですか。 | ご認識のとおりです。 |
| 64 | 要求水準書(案) | 62 | 4 | 1.6④ | 実施体制 | 常駐義務は維持管理業務責任者のみで維持管理業務従事者には常駐義務はないとの理解で宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----|---|---------|-----------|--|---|
| 65 | 要求水準書(案) | 67 | 4 | 3(2)② | 運営支援システム | 「運営支援システム設備」の記載がありますが第2章には記載がありません。運営支援システムは要求水準（必須）でしょうか。 | 予約システムについては、現行の「清浄会館予約システム」をシステム改修して使用します。予約システムはWebシステムであり、予約システムとのシステム連携はできませんので、予約システムとのデータ連携は不要です。要求水準書(案)を修正します。なお、運用にあたっては、事業者において予約システム上の情報（テキストデータ）を適宜取得するものとし、炉前等での表示機能については事業者提案とします。 |
| 66 | 要求水準書(案) | 67 | 4 | 4.1(1)④ | 補修・修繕・更新 | 火葬炉の修繕計画を作成するには想定火葬件数が必要です。事業期間中（15年間）貴市が想定している将来火葬件数をご教示下さい。 | 要求水準書(案)を修正し、記載します。 |
| 67 | 要求水準書(案) | 69 | 4 | 7(1) | 周辺施設 | 周辺施設とは児童公園、多目的グラウンド、多目的球技場という理解で宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。（要求水準書第1章2） |
| 68 | 要求水準書(案) | 70 | 4 | 9 | 家具備品等管理業務 | 本業務の対象は火葬場部分のみで、児童公園、多目的グラウンド、多目的球技場の備品は対象外という理解で宜しいでしょうか。 | 仮設事務所、仮設通路の整備により撤去した児童公園の再整備は業務に含みます。多目的グラウンド、多目的球技場については、施設整備業務の対象範囲外です。 |
| 69 | 要求水準書(案) | 71 | 4 | 10(1)⑤ | その他敷地の整備 | 多目的グラウンドや球技場の真砂土補充が業務に含まれていますが、過去数年間の真砂土の補充等を含めた整地や維持管理に関する提示資料がありましたらお示し願います。 | 多目的グラウンド及び多目的球技場を合わせた真砂土の補充として、令和6年度に7,150円、令和3年度に6,000円を支出しています。なお、水たまりの除去等については、日常的な整備業務として実施しており、特段の記録等はありません。 |
| 70 | 要求水準書(案) | 71 | 4 | 10(1)⑤ | その他敷地の整備 | 多目的グラウンド・多目的球技場・児童公園の整地（真砂土の補充・水溜まりの除去）とありますが、団体等の使用後の整地ではなく、グラウンドの凸凹等に対する対応という理解でよいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 71 | 要求水準書(案) | 71 | 4 | 10(1)⑤ | その他敷地の整備 | 多目的球技場の記載がありますが、球技場自体（建物）の維持管理は対象外という理解でよいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----------|----|---|---------|-------------------|--|---|
| 72 | 要求水準書(案) | 72 | 4 | 12④ | 残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務 | 集じん灰を搬出する場合は、ダイオキシン類濃度を測定することとありますが、年1回程度との解釈でよろしいでしょうか。 | 現施設では概ね2か月に1回程度の搬出を行っています。なお、ダイオキシン類濃度の測定については、年1回以上の測定を想定しています。要求水準書(案)に明記します。 |
| 73 | 要求水準書(案) | 72 | 4 | 12④ | ダイオキシン濃度の測定 | ①現斎場での残骨灰、集じん灰の搬出頻度をご教示ください（3か月に毎等） ②測定は30ページ記載の年1回の定期検査時に行なえば十分ではないでしょうか。搬出毎に測定する必要はないと思います(コストがかかります) | |
| 74 | 要求水準書(案) | 75 | 5 | 1.4 | 実施体制 | 維持管理企業と運営企業が同一企業の場合には運営業務責任者が維持管理業務責任者を兼務することは可能でしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 75 | 要求水準書(案) | 77 | 5 | 1.8(2) | 広域火葬への応援・協力 | この場合に追加で発生する費用は貴市負担という理解で宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 76 | 要求水準書(案) | 78 | 5 | 2.4(1)② | 火葬件数 | 火葬タイムテーブル8件枠は事業者提案で変更しても宜しいでしょうか。また、点火開始時刻条例は御座いますでしょうか。 | 記載のとおり、火葬タイムテーブルは事業者提案としていますので、市と協議の上、変更することも可とします。ただし、慣例として、11時から13時までの時間帯受付による火葬需要が多いことを考慮してください。 |
| 77 | 要求水準書(案) | 80 | 5 | 7 | 物品販売業務 | 自販機を本施設に設置する場合には、事業者側に設置スペースに対する賃料（市有財産の使用料）は発生するのでしょうか。発生する場合には賃料単価をご教示ください（屋外土地●円/m ² 屋内床○円/m ² 等） | 行政財産使用料及び光熱水費の負担が発生します。行政財産使用料は、条例に基づき算定します（当該土地の1平方メートル当たりの適正な評価額に使用面積を乗じ、それに100分の4を乗じた額）。 |
| 78 | 要求水準書(案) | 82 | 5 | 13.4⑤ | 慰霊祭事 | 職員以外の参列はないという理解で宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。ただし、必要に応じて市職員等が参列する場合があります。 |
| 79 | 要求水準書(案) | 83 | 6 | 2 | 管理運営業務統括責任者 | 管理運営業務統括責任者は運営業務責任者と異なり現場常駐義務はないという理解で宜しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 80 | 要求水準書(案) | | | | | 受領資料の中には、提案用の様式類がございません。上記について募集要項等の公表時に新たにご提示いただけるものと考えてよろしいですか。 | ご認識のとおりです。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|------------|---|---|----------------|-------------------------------------|---|---|
| 81 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料3-1 資料3-2 | 地質・地盤調査の結果 (R5) 地質・地盤調査の結果 (S60) | 支持杭を打設する場合、可能であれば鉄化石存知の状態です。支持杭を打設してもよろしいでしょうか、それとも完全除去後に杭打設をするか、または支障する範囲のみ除去するか、ご教示ください。 | 鉄化石の処分については、県廃棄物対策課と協議を行い、工事に伴い発生した廃棄物を産業廃棄物として適正に処理すれば足りるとの見解を得ています。掘削したときに露出しない地下部分や、掘削を行わない部分の鉄化石まで処分する必要はありません。鉄化石は、埋設当時の適法な廃棄物処理方法として埋設されており、掘削しない部分の鉄化石を存置することは問題ありません。 |
| 82 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料3-1 | 地質・地盤調査の結果 (R5) | BrNo. 1 BrNo. 2から地下水位-2.98m、-3.15m 他の地盤調査資料から、法面崩壊、液状化、地盤沈下、隆起等の被害が発生する可能性も想定されますが、現状の地形が造られた古い地形図はありますか。 | 追加提供の資料10-2「鉄化石埋設計画図」を参照してください。 |
| 83 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料3-1 | 地質・地盤調査の結果 (R5) | BrNo. 1 GL-2.0~-8.5m、埋土にビニール、木片、ハリガネ、紙くずが混入されていますが、この層が鉄化石と判断してよろしいでしょうか？ BrNo. 2 GL~-4.2m、埋土に針金、ゴム片、ビニール片、ガラス片、金属片が混入されていますが、この層が鉄化石と判断してよろしいでしょうか、ご教示ください。 | 鉄化石は、埋設当時の一般廃棄物の処理方法として、廃棄物を圧縮成形したものを金網で梱包し、表面をアスファルトでコーティングしたものです。地質調査結果のうち、針金や金属片が確認されている層が、鉄化石部分の可能性が高いと推定します。 |
| 84 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料3-2 | 地質・地盤調査の結果 (S60) | BrNo. 3 GL-1.6~-8.9m、埋土にプラスチック片、ビニール片、金属片が主体となっていますが、この層が鉄化石と判断してよろしいでしょうか？ BrNo. 4 GL-1.7~-5.5m、埋土にビニール、木片、紙くずが主体となっていますが、この層が鉄化石と判断してよろしいでしょうか、ご教示ください。 | |
| 85 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料3関係 | | 現待合・告別事務所の西側（マイクロ専用駐車場付近：新設待合・告別ゾーン付近）の地質・地盤調査の資料は募集要項等の公表時に新たにご提示いただけるものと考えてよろしいですか。 | 市が実施した地質調査結果については、既にすべてを提供しています。さらなる地質調査を市が行う予定はありません。 |
| 86 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料4-2 | 配置検討図 | 既存擁壁下端から16m以内には建物を建設してはいけません。 | 南側擁壁からの離隔距離を示しています。既設擁壁の下端から建物までは、既設擁壁の高さの2倍以上の離隔距離を確保することとします。（奈良県建築基準法施行条例第3条の規定による。） |
| 87 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料4-2 | 配置検討図（参考） | 敷地南側の「既設擁壁下端から16mのライン」とありますが、これは何を示すラインなのかご教示頂けますでしょうか。 | |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|------------|---|---|-------|------------|--|--|
| 88 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料9 | 既存施設図面 | 既存待合室の新築時の設計図はありますが、既存火葬炉の新築時の図面が、ございません。解体費算出に必要となります。 また、火葬炉建物は、今回新築建物と干渉いたしません、支障しない範囲は、杭も含めて残置してよろしいですか。 上記について募集要項等の公表時に新たにご提示いただけるものと考えてよろしいですか。 | 既存火葬炉の資料については、資料9-1「火葬場改築工事S58」として提供しています（後半に火葬炉設備図面があります。）のご確認ください。現施設南側部分は、今回新築建物と干渉いたしません、基礎は解体撤去してください。なお、杭については、無しと想定してください。 |
| 89 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料10 | 鉄化石埋設図 | 鉄化石が埋まっている地上深さと厚みをお示ください。 | 鉄化石は、埋設当時の一般廃棄物の処理方法として、廃棄物を圧縮成形したものを金網で梱包し、表面をアスファルトでコーティングしたものです。資料3-1「地質・地盤調査の結果(R5)」及び資料3-2「地質・地盤調査の結果(待合棟建設時S60)」のうち、針金や金属片が確認されている層が、鉄化石部分の可能性が高いと推定します。あわせて、追加提供する資料10-2「鉄化石埋設計画図」をご確認ください。 |
| 90 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料10 | 鉄化石埋蔵位置想定図 | 受領図面では、平面的な鉄化石埋蔵範囲は、想定できますが、深さ関係が不明です。解体費算出に必要となります。 また、新築建物掘削に干渉しない範囲は、残置してよろしいですか。 上記について募集要項等の公表時に新たにご提示いただけるものと考えてよろしいですか。 | |
| 91 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料10 | 鉄化石埋蔵位置想定図 | 現待合・告別事務所および現火葬場付近の地歴調査資料があれば開示をお願いします。 | 資料1-2「土地経過書」を追加提供します。 |
| 92 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料11 | 慰霊碑 | グレイ部分（慰霊碑）は業務対象範囲なのでしょうか。資料1と整合性がありません。 | 既設慰霊碑部分については火葬場敷地外ですが、本事業において簡易な整備を行い、日常の清掃業務の範囲とします。要求水準書(案)に記載が漏れていましたので追記し、資料1を修正します。 |
| 93 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料11 | 業務対象範囲図 | 駐車場、多目的グラウンド、多目的球技場は、工事用地として、仮囲い等で区画した上で、部分使用は、可能でしょうか。 上記について募集要項等の公表時に新たにご提示いただけるものと考えてよろしいですか。 | 資材置き場等の使用については、現在協議・検討中ですが、ご指摘の各施設のいずれかを使用できるよう考えています。 |
| 94 | 要求水準書(案)資料 | | | 資料11 | 業務対象範囲図 | 業務対象範囲として、児童公園、多目的グラウンド、多目的球技場がありますが、これらの付帯設備は原則、原形復旧と判断してよろしいでしょうか、ご教示ください。 | ご認識のとおりです。 |
| 95 | 募集要項(案) | 1 | | 1 | 募集要項の位置づけ | 「選定基準」と「様式集」を公開していただけないでしょうか。 | 順次公開を予定しております。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|---------|----|---|-----------|------------------|---|--|
| 96 | 募集要項(案) | 3 | | 2.9(1) | 立地に関する事項 | 「敷地面積(概算) 4,700㎡(南側法面部分を含む)」とありますが、本事業での整備範囲は参考資料01敷地図での火葬場4,700㎡と児童公園250㎡と考えてよろしいでしょうか。多目的グラウンドと多目的球技場は整備範囲外と考えます。 | 本事業の施設整備業務の業務範囲は火葬場4,700㎡と児童公園250㎡です。多目的グラウンドと多目的球技場については、施設整備業務の範囲ではありませんが、維持管理業務の一部業務において業務範囲となります。なお、資材置き場等の使用については、現在協議・検討中です。 |
| 97 | 募集要項(案) | 3 | | 2.9(1) | 立地に関する事項 | 「都市施設の位置指定 本業務において指定手続きを行う(火葬場)」とありますが、具体的にどのような手続きと作業が必要なのでしょうか。 | 本業務の実施に伴い、市において都市施設の指定を行います。指定手続きや県との事前協議、公聴会の実施等にあたり、図面その他の資料の作成等、事業者は必要な協力を行うこととしています。 |
| 98 | 募集要項(案) | 4 | | 2.9(2) | 施設の概要 | 「延床面積 1,070㎡程度」とありますが、参考資料の配置検討図では1階と2階の床面積を合わせて延床面積1,330.75㎡となっています。配置検討図を正と考えてよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。募集要項(案)を修正します。 |
| 99 | 募集要項(案) | 8 | | 4.2 | 応募者の構成 | 「(7) 構成員は、4.4に掲げる複数区分の構成員の要件を満たす場合に限り、当該複数の区分の構成を兼務することができる。」とあります。よって設計企業と工事監理企業の要件を満たせば1社で兼務可能と考えますがよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 100 | 募集要項(案) | 8 | | 4.2(8) | SPC設立 | …SPCを設立する場合は、速やかにこれを設立すること。とありますが、事業者決定から基本契約締結までの期間が短いことから、貴市が想定するSPCの設立時期について、ご教示願います。 | 本事業で設立されるSPCは維持管理運営業務を行うSPCです。令和9年3月議会において指定管理者指定の議案の提案を予定していますので、設立時期は議案提案の前と考えます。募集要項(案)を修正します。 |
| 101 | 募集要項(案) | 8 | | 4.2(8) | SPC設立 | 優先交渉権を得た応募者のうち、…SPCを設立する場合は、速やかにこれを設立すること。とあります。維持管理運営業務の為のSPCであり、経費もかかることから設立時期は供用開始前でも良いと考えます。貴市のお考えをご教授願います。 | |
| 102 | 募集要項(案) | 9 | | 4.4(1)(2) | 区分ごとに満たすべき構成員の要件 | (1)の設計企業と(2)の工事監理企業は同じ企業でもよろしいですか。 | ご認識のとおりです。 |
| 103 | 募集要項(案) | 15 | | 8.2 | 契約日程 | 契約等の日程について、要求水準書(案)14頁に示された事業スケジュールの予定時期と若干の齟齬を感じます。統一いただきますようお願いします。 | 募集要項(案)及び要求水準書(案)を修正します。 |

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 要求水準書(案)等に関する質問・意見（回答）

| No. | 書類名 | 頁 | 章 | 項目番号等 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|---------|----|---|-------|-----------------------------------|---|------------|
| 104 | 募集要項(案) | 17 | | 9.1 | 設計業務、建設業務、 工事監理業務に係る 対価の支払い | 「市は、設計業務、建設業務、工事監理業務に係る対価については、各業務の契約書案のとおりとする。」とありますが、契約書案が、ございません。 上記について募集要項等の公表時に新たにご提示いただけるものと考えてよろしいですか。 | ご認識のとおりです。 |